

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	小型乗用自動車 4 台賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 745
契約締結日	平成26年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社トヨタレンタリース博多 福岡市博多区東光1-4-10
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 486,000-(リース)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 529,200-(リース)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

1. 件名 小型乗用自動車4台賃貸借
2. 履行場所 武雄河川事務所及び松浦川出張所
3. 隨意契約相手方 名称：株式会社トヨタレンタリース博多  
住所：福岡県福岡市博多区東光1-4-10  
電話：0942-36-2000
4. 適用法令 会計法29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該契約の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 目的、内容 本契約は、武雄河川事務所及び松浦川出張所で使用する自動車の賃貸借を行うものである。
  - 2) 理由 武雄河川事務所においては六角川及び松浦川の管理を7課61名の職員で執行しており、官署間の連絡・工事の監督業務・水質事故等の事業執行のため賃貸借をおこなっている。  
また松浦川出張所においては、松浦川本川・巖木川・徳須恵川の3河川について現場事務所として広範囲にわたる管理をおこなっていることから賃貸借をおこなっている。  
今般、平成26年度の上記賃貸借にあたっては一般競争契約による調達を予定していたが、入札参加者がなく入札不調となったものである。しかしながら、事業執行上、賃貸借車両の確保は不可欠である。  
㈱トヨタレンタリース博多は賃貸借契約の実績があり、4月1日からの調達を円滑におこなうことができると判断される。  
よって会計法29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により㈱トヨタレンタリース博多と随意契約するものである。

(随意契約理由書作成者)  
武雄河川事務所 総務課長